



関自貨第901号
関自監貨第310号
関自保第192号
令和元年10月17日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局長



令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

標記について、国土交通省自動車局長から令和元年10月16日付け国自安第102号及び国自貨第62号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計り願います。

国自安第102号
国自貨第62号
令和元年10月16日

関東運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

令和元年台風第19号の通過により、一部の地域において、河川の氾濫等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれがある。また、東北線の一部区間等が被害を受けて不通となっており、日本貨物鉄道株式会社においては、その不通区間における鉄道コンテナ輸送についてトラックによる代替輸送を開始しようとしているところである。

このため、水没等により車両が使用不能となった場合及び不通区間における鉄道コンテナシャーシによる代替輸送を実施する場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続(事後届出等)によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とする等、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め最大限の支援を行うこととするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。



全ト協発第371号(環)
令和元年10月17日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による被害の発生を受け、国土交通省自動車局長より、別添のとおり通達が発出され、一部地域において河川の氾濫等によって車両が水没する等の被害が発生し輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じております。また、鉄道では東北線の一部区間等が不通であることからトラックによる代替輸送を開始しようとしていることを踏まえ、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め最大限の支援を行うこととしているので、これを会員事業者に周知するとともに、トラックの機動性を活かし、被災自治体等への物資輸送及び円滑な代替輸送の確保に最大限積極的に協力するよう要請がありました。

つきましては、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用等に関し、地元運輸支局等に相談することも含め、貴協会傘下会員事業者への周知方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

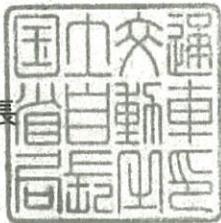
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第102号の2
国自貨第62号の2
令和元年10月16日

公益社団法人全日本トラック協会会长 殿

国土交通省自動車局長



令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

令和元年台風第19号の通過により、一部の地域において、河川の氾濫等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。また、東北線の一部区間等が被害を受けて不通となっており、日本貨物鉄道株式会社においては、その不通区間における鉄道コンテナ輸送についてトラックによる代替輸送を開始しようとしているところである。

このため、一時的・緊急的な措置として、各地方運輸局等に別紙のとおり周知したので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。

なお、上記のとおり、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め最大限の支援を行うこととしているので、トラックの機動性を活かし、各種輸送ニーズへの迅速かつ適確な対応、所有施設の効果的活用等により、被災自治体等への物資輸送及び鉄道輸送障害に関する円滑な代替輸送の確保に最大限積極的に協力するよう、貴会傘下会員に対し周知徹底するとともに、本件に関して何かあれば、地元運輸支局等に遠慮なく相談されたい。

国自安第102号
国自貨第62号
令和元年10月16日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

令和元年台風第19号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

令和元年台風第19号の通過により、一部の地域において、河川の氾濫等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。また、東北線の一部区間等が被害を受けて不通となっており、日本貨物鉄道株式会社においては、その不通区間における鉄道コンテナ輸送についてトラックによる代替輸送を開始しようとしているところである。

このため、水没等により車両が使用不能となった場合及び不通区間における鉄道コンテナシャーシによる代替輸送を実施する場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続（事後届出等）によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とする等、貨物自動車運送事業法の柔軟な運用を含め最大限の支援を行うこととするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。